

八街市教育委員会議事録

令和6年第5回定例会

期 日 令和6年5月16日（木）

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時05分

場 所 大会議室

教育長及び	教 育 長	浅 尾 智 康
出 席 委 員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	橋 爪 通 代
	委 員	近 藤 博

出 席 職 員	教 育 部 長	秋 葉 忠 久
	教育総務課長	塚 本 廣
	学校教育課長	松 岡 広 明
	社会教育課長	須賀澤 勲
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	土 屋 顕 仁
	中央公民館管理事業係長	戸 村 武 士
	図 書 館 長	富 谷 のり子
	学校給食センター所長	岩 井 済
	郷土資料館主査	助 川 あるの
	教育総務課副主幹（事務局）	五木田 英 保

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和6年第5回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席は、私を含めて全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に橋爪委員と近藤委員を指定します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和6年4月26日から5月15日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告します。

4月27日、中央公民館にて、八街市国際交流協会総会に出席しました。

4月28日、スポーツプラザにて、八街市戦没者追悼奉納剣道大会に出席しました。

5月8日、笹引小学校にて、校長会に出席しました。

5月9日、総合保健福祉センターにて、令和6年度八街市学校保健会総会に出席しました。

会議では、令和5年度事業報告、令和6年度事業計画、役員改選などについて審議されました。

5月10日、中央公民館にて、公民館運営審議会に出席しました。

会議では、令和5年度中央公民館主催学習講座報告及び利用状況報告、令和6年度中央公民館主催学習講座計画について審議されました。

同日、同じく中央公民館において、社会教育委員会会議に出席しました。

会議では、社会教育委員会会議内部委員の選任、令和6年度事業計画、令和6年度八街市社会教育振興大会などについて審議されました。

5月14日、新千葉カントリークラブで、開催されました。第41回八街市民ゴルフ大会表彰式に出席しました。83名の参加がありました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

私から2点補足します。社会科副読本編集会議ですが、小学3年生で「私たちの八街市」という、副読本を使用しています。平成4年に初版が発行されてから、学習指導要領が改正される機会などに改訂を重ねてきていますが、今年度から、新しい教科書が採択されましたので、副読本も新しい教科書の内容を踏まえて改訂し、来年度新たに発行する予定です。

新しい副読本は、八街市の様子、暮らしの移り変わり、産業の特色や災害への備え、そして郷土の歴史や文化などで構成され、千葉県の様子や小学校の社会科の学習の進め方などにも触れており、子供のみならず大人も読み応えのある大変素晴らしい副読本です。

ぜひ、子供たちが学習を通して自分たちの郷土である八街市に誇りを持ち故

郷を愛する心を育んでもらえたらと思っております。

２点目は、昨日行われました放課後子ども教室事業運営委員会及び放課後子ども教室協働活動支援員連絡会議ですが、放課後子ども教室は、放課後子どもプランにおいて、児童クラブと連携しながら、子どもたちの学習面での支援も行っています。これまでは、学校を地域の方に支援してもらおうという動きでしたが、これからは学校も地域のために連携・協働していくために更に充実した活動が行われればと考えております。

また、昨年度は放課後子ども教室を拝見する機会がありませんでしたが、今年度は、放課後子ども教室を視察したいと思います。

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。
<質疑なし>

４．前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回４月２５日に開催しました第４回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

５．議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第１号から第７号までの議案７件です。

続きまして、非公開について、お諮りします。

議案第１号及び議案第２号については、教育委員会会議規則第１３条第１項第４号「市長又は議会に対する意見の申出等」に該当することから、議案第３号から議案第６号までについては、同規則同条同項第１号「任免・賞罰・人事」に該当することから、それぞれ非公開により審議したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

ご異議無しと認め、議案第１号から議案第６号までは非公開により審議することとします。

はじめに、議案第７号 八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱の制定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第7号 八街市立中学校部活動地域移行推進協議会設置要綱の制定について、説明します。

資料の8ページをご覧ください。

これは、八街市立中学校の生徒が少子化の中でも将来にわたり、スポーツや文化芸術活動等に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の在り方を検討する八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会を設置しようとするものです。

推進協議会では、部活動の地域移行に係る方向性に関すること、学校部活動の地域移行に係る具体的施策に関すること、関係機関・団体との連絡調整に関すること、その他学校部活動の地域移行に必要な事項に関することについて、協議及び検討を行います。

推進協議会の委員の任期は1年とし、有識者のほか、学校部活動の地域移行を推進する教育関係者及び関係団体の代表者などをもって組織します。

以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

私から質問します。今年度の八街市立中学校部活動地域移行推進協議会の活動予定はどなっていますか。

○学校教育課長

今年度の会議は2回実施予定です。第1回を6月26日に実施し、第2回会議を来年1月か2月に実施することを考えています。

○教育長

ただいまの説明に対してほかに質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

質疑がなければ、議案第7号について、原案のとおり可決することにご意義ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、本案を可決することに決定しました。

次に教育委員報告があります。近藤委員より八街市戦没者追悼奉納剣道大会、山田教育長職務代理者より市PTA連絡協議会総会についての報告をそれぞれお願いします。

○近藤委員

4月28日の八街市戦没者追悼奉納剣道大会について報告します。八街市戦没者追悼奉納剣道大会は昨年度から再開されましたが、市長及び教育長参列のもと、今年度はコロナ前と同様な形で開催されました。参加者は98名で参

加団体は、市内の中学校から4団体、市内の高等学校から2団体、市内の剣道団体から3団体、佐倉の剣道教室が2団体、酒々井の剣道教室が1団体、参加しました。当日は、個人・団体戦が行われるとともに演武が披露されました。以上報告です。

○山田教育長職務代理者

5月14日の市PTA連絡協議会総会について報告します。総会は、市から副市長、教育委員会から私が参加し、各学校の校長や関係教諭、PTA役員が多数出席されて非常に盛会でした。総会資料等においても充実しており、見やすいものでした。また、PTA連絡協議会会長などからコロナで約3年間ブランクがあるがコロナ前に戻すのではなく、コロナの経験を踏まえ、更に前進させるような活動をしていきたいと意欲的な発言があり、八街市が学校、地域、家庭が一体となり教育を進める上で大変力強く感じました。

以上報告です。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、ここからの審議は非公開となります。

議案第1号 令和6年度八街市一般会計教育費予算の補正について
教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

議案第2号 学校給食センター施設用備品(第一調理場食器類洗浄システム)の購入について

学校給食センター所長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

議案第3号 第2期八街市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について
教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

議案第4号 八街市就学区域審議会委員の委嘱について
学校教育課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

議案第5号 八街市学校開放運営協議会委員の委嘱について
スポーツ振興課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

議案第6号 八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
学校給食センター所長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

以上で、本日の議題は、終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

＜特にありません＞

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和6年第5回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 6 年 5 月 1 6 日 (木)

午後 1 時 3 0 分 大会議室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 前回議事録について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 令和6年度八街市一般会計教育費予算の補正について

議案第2号 学校給食センター施設用備品（第一調理場食器類洗浄システム）の購入について

議案第3号 第2期八街市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

議案第4号 八街市就学区域審議会委員の委嘱について

議案第5号 八街市学校開放運営協議会委員の委嘱について

議案第6号 八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第7号 八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱の制定について

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和6年4月26日～令和6年5月15日

日付	曜日	時間	場所	内容
4 / 27	土	16 : 00	中央公民館	八街市国際交流協会総会
4 / 28	日	10 : 00	スポーツプラザ	八街市戦没者追悼奉納剣道大会
4 / 30	火	13 : 30	教育センター	教務主任研修会視察
5 / 1	水	15 : 00	教育センター	社会科副読本編集会議
5 / 7	火	9 : 10	特別会議室	庁議
"	"	10 : 00	教育長室	教育委員会連絡会議
5 / 8	水	13 : 10	笹引小学校	校長会
5 / 9	木	13 : 30	大会議室	学校保健会総会
5 / 10	金	10 : 00	中央公民館	家庭教育学級合同会議
"	"	13 : 00	"	公民館運営審議会
"	"	15 : 00	"	社会教育委員会議
5 / 12	日	11 : 30	ホテルウェルコ成田	令和6年度印旛地区退職校長会定期総会
5 / 13	月	10 : 00	四街道市文化センター	第1回教科用図書印旛採択地区採択協議会
5 / 14	火	15 : 00	新千葉カントリー	第41回八街市民ゴルフ大会
5 / 15	水	10 : 00	第1会議室	放課後子ども教室事業運営委員会
"	"	11 : 00	"	放課後子ども教室協働活動支援員連絡会議
"	"	15 : 00	印旛郡市文化財センター	印旛郡市文化財センター理事会

前回議事録の承認について

令和6年4月25日第4回定例会議事録…別添のとおり

議案第7号

八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱の制定について

八街市教育委員会は、八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱を次のとおり制定する。

令和6年5月16日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 八街市立中学校（以下「市立中学校」という）の生徒が少子化の中でも将来にわたり、スポーツや文化芸術活動等に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の在り方を検討する八街市立中学校部活動の地域移行推進協議会（以下「推進協議会」という）を設置する。

(事業)

第2条 推進協議会は、学校部活動の地域移行に関する次の事項について協議及び検討を行う。

- (1) 学校部活動の地域移行に係る方向性に関すること。
- (2) 学校部活動の地域移行に係る具体的施策に関すること。
- (3) 関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他、前号に掲げるほか、学校部活動の地域移行に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会の委員は、学校部活動の地域移行を推進する教育委員会及び関係団体の代表者若干名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市立中学校長、教頭及び教諭
- (3) 地域スポーツ団体及び社会教育活動の代表者
- (4) 市立中学校の生徒の保護者代表
- (5) 行政関係者
- (6) その他、前号に掲げるほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは

説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 専門的な事項について協議し、及び検討するため、必要に応じて専門部会（以下「部会」）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

3 前号に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 推進協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。